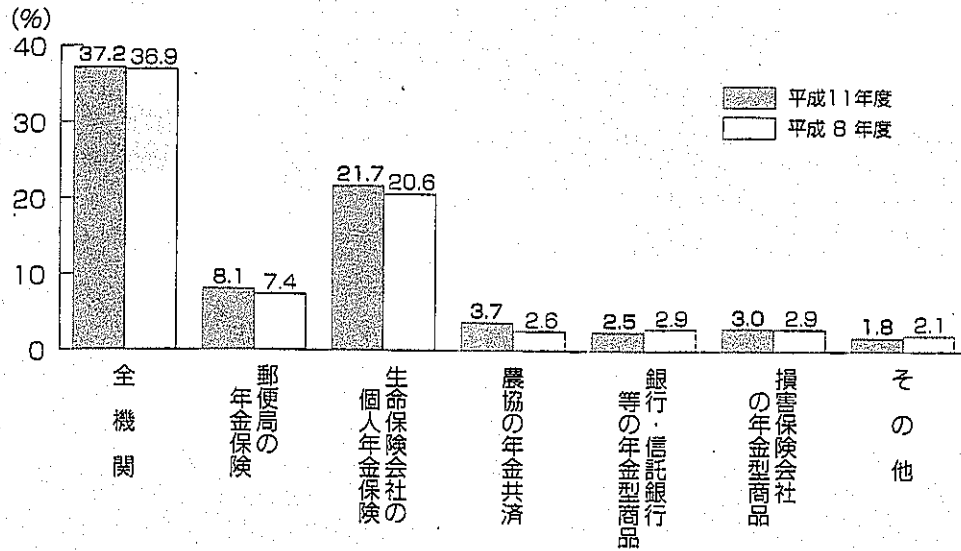


個人年金の概要

I 個人年金の加入状況

個人年金の機関別加入状況



資料：郵政省「個人年金に関する市場調査」(平成12年1月調査)

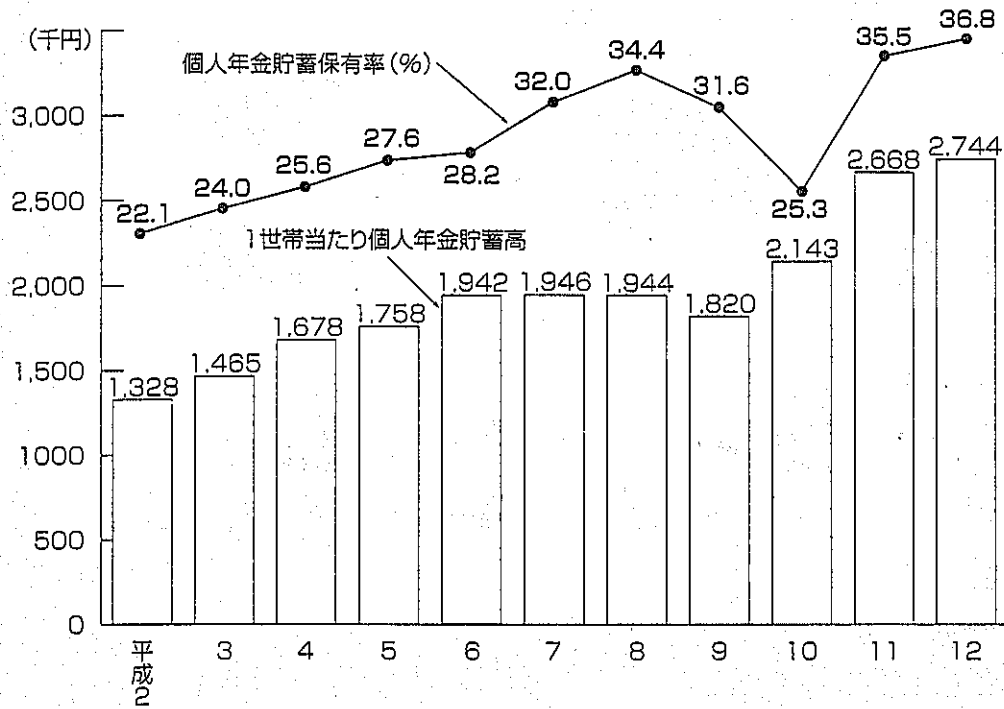
主な個人年金の加入状況 (平成13年度)

	契約件数(千件)	保有資産(億円)
年金保険(簡易保険)	7,326	24,532
個人年金保険(生命保険)	13,030	695,931
年金共済(JA共済)	2,418	14,346
個人年金共済(全労済)	200	10,000
財形年金	2,791	45,144

資料：各種事業概況より

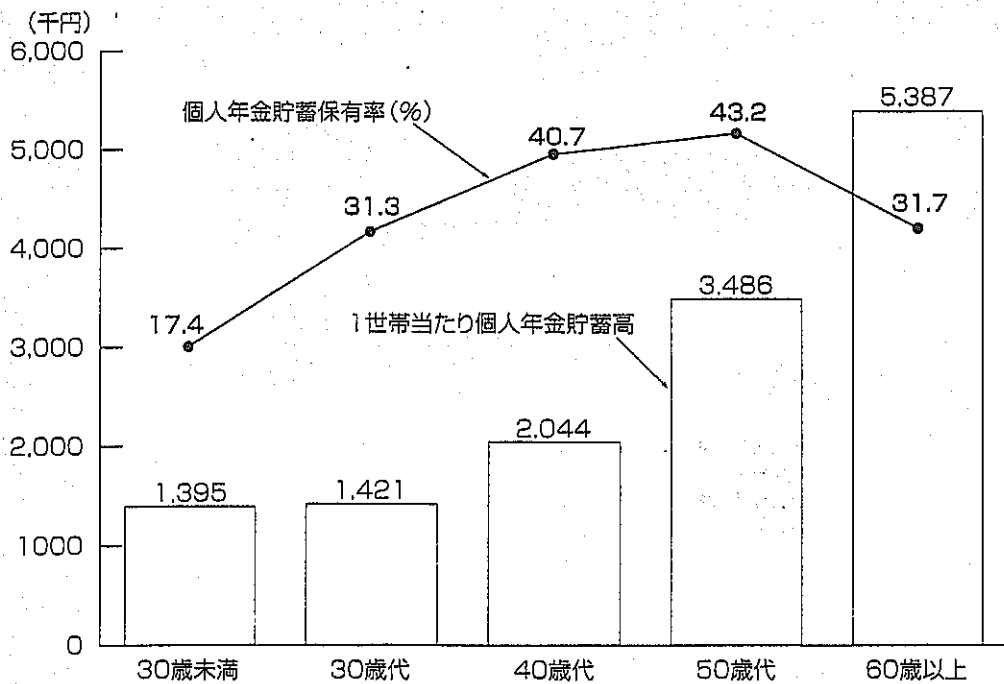
Ⅱ 個人年金の保有率

個人年金貯蓄保有率・1世帯当たり個人年金貯蓄高の推移（勤労者世帯）



資料：総務省統計局【貯蓄動向調査報告】（平成12年）

世帯主年齢階級別個人年金貯蓄保有率・1世帯当たり個人年金貯蓄高（勤労者世帯・平成12年）



資料：総務省統計局【貯蓄動向調査報告】（平成12年）

Ⅲ 主な個人年金の種類

	実施主体	創設時期	概要	税制	商品形態	給付期間	積立方法
保 險 型	年金保険 郵政事業庁	大正15年 10月 昭和56年 9月 新制度 平成3年 4月	簡易生命保険法に基づき政府が行う任意加入制の個人年金保険。 性格は、生命保険会社や農協の個人年金と同様であるが、契約年金額、加入年齢等に一定の制約がある。	・保険料は生命保険料控除及び個人年金保険料控除。 ・年金は雑所得。	保証期間付終身年金保険	終身	分割払込 一時払込
					定期年金保険	一定	
					夫婦年金	終身	
	個人年金保険 生命保険会社	昭和35年 3月	加入者全体の生存率等一定の保険数理に基づき設定された保険料と配当を原資として所定の年金が支払われる個人年金保険。	・保険料は生命保険料控除及び個人年金保険料控除。 ・年金は雑所得。	終身年金 保証期間付終身年金	終身	分割払込 一時払込
					保証期間付有期年金 確定年金	一定	
	年金共済(JA) 全国共済 農業共同 組合連合会	昭和56年 4月	・農業協同組合法に基づいて行われる共済事業。 ・基本的なしくみは個人年金保険と同様。 ・支払開始年齢、契約金額等に一定の範囲の制約がある。	・共済掛金は生命保険料控除及び個人年金保険料控除。 ・年金は雑所得。	年金共済	一定 終身	分割払込 一時払込
年金貯金 [2年定期]					一定	積立・ 一括預入	
年金共済(全労災) 全国労働者 共済生活 共同組合 連合会	昭和59年 1月	・消費者生活協同組合法に基づいて行われる共済事業。 ・基本的なしくみは個人年金保険と同様。 ・支払開始年齢、契約金額等に一定の範囲の制約がある。	・共済掛金は生命保険料控除。 ・年金は雑所得。	年金共済	一定 終身	分割払込 一時払込	
年金共済(生協) 生活協同 組合	昭和59年 1月	・生活協同組合法に基づいて行われる事業。 ・基本的なしくみは個人年金保険と同様。 ・契約金額等に一定の範囲の制約がある。	・共済掛金は生命保険料控除。 ・年金は雑所得。	年金共済	一定 終身	分割払込 一時払込	
年金払積立型傷害保険 損害保険 会社	平成4年 11月	積立傷害保険の満期返戻金を年金で受け取るしくみ。	・掛金は損害保険料控除。 ・給付は雑所得。	確定年金 保証期間付有期年金	一定	分割払込	
貯 蓄 型	個人年金信託 信託銀行	昭和55年 7月	・信託制度を利用した個人年金であり、個人が委託者として年金原資を信託銀行に積み立て、信託銀行は受託者として適切に管理・運用し、年金形式で分割払いするしくみ。 ・金銭信託型、貸付信託型、国債信託型とその併用型がある。	利息に対して所得税課税（ただし、65歳以上の者等でマル優を利用する場合は非課税）。	個人年金信託 (金銭信託型 貸付信託型 金銭信託+ 貸付信託型)	一定 永久	積立 一括預入
	年金型預金 普通銀行等	昭和54年 5月	・積立金を定期預金で受け入れ、その元利息を年金形式で分割払いするしくみ。 ・積立金を国債と定期預金の組み合わせで運用するものもある。	利息に対して所得税課税（ただし、65歳以上の者等でマル優を利用する場合は非課税）。	年金型定期預金 [2年定期+期日 指定定期]	一定 永久	積立 一括預入
	証券型年金 証券会社	昭和55年 10月	元金を国債、公社債投信に投資運用し元利息を年金形式で分割払いするしくみ。	利息に対して所得税課税（ただし、65歳以上の者等でマル優を利用する場合は非課税）。	年金プラン [国 債+公社債投信]	一定 永久	一括預入